

○立命館大学クロスアポイントメント制度に関する規程

2017年3月3日

規程第1110号

(趣旨)

第1条 この規程は、本大学の教育、研究および産学官連携の高度化を実現するため、大学、公的研究機関、企業等の機関を越えた人材交流を目的としたクロスアポイントメント制度に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程においてクロスアポイントメント制度とは、前条に定める目的を達成するために行う、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 次に掲げる者（以下「教員等」という。）が、大学に在籍したまま、他機関（以下「相手方機関」という。）の職員の身分を有し、本大学および相手方機関の業務を行うこと。

イ 学校法人立命館教職員就業規則第2条第1項で定める大学教員

ロ 立命館大学有期雇用研究教員就業規則第2条で定める有期雇用研究教員

ハ 立命館大学任期制教員就業規則第1条の2で定める教員

ニ 立命館大学有期雇用教員就業規則第2条で定める有期雇用教員

ホ 立命館大学有期雇用研究職員就業規則第2条で定める専門研究員

(2) 相手方機関の職員等が、次項に定める相手方機関の職員等としての身分を保有したまま、本大学の教員または研究職員の身分を有し、本大学および相手方機関の業務を行うこと。

2 この規程において相手方機関とは、次の各号に掲げる機関とする。

(1) 他の大学または大学共同利用機関法人

(2) 独立行政法人または国立研究開発法人

(3) 営利企業

(4) 海外の教育研究機関

(5) その他学長が認める法人

(適用基準)

第3条 クロスアポイントメント制度を適用する場合は、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

(1) 本大学の利益に相反していないこと。

(2) 本大学における教員または研究職員としての職務遂行に支障がないこと。

(3) 本大学の教育、研究および産学官連携の高度化に資するものであること。

(適用期間)

第4条 クロスアポイントメント制度を適用する期間は、1か月以上3年以内とする。ただし、学長が特に必要と認める場合は、3年を超える期間とすることができる。

2 前項にかかわらず、雇用期間の定めのある教員または相手方機関の職員については、クロスアポイントメント制度を適用する期間は、当該雇用期間を超えることはできない。

(適用手続)

第5条 クロスアポイントメント制度の適用のためには、適用を希望する教員等または相手方機関の職員等の申出にもとづき、当該教員等が所属し、または当該相手方機関の職員等が所属することとなる学部、研究科もしくは機構の所属長が学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請について、第3条の基準にもとづきクロスアポイントメント制度の適用の可否を決定する。この場合において、同条第1号の条件にあつては利益相反委員会の、同条第2号および第3号の条件にあつては次の各号のいずれかの、それぞれ議を経なければならない。

(1) 第2条第1項第1号イからニまでによるもの 大学協議会

(2) 第2条第1項第1号ホによるもの 当該専門研究員が所属する研究機構の運営委員会

(3) 第2条第1項第2号によるもの 雇用種別に応じ選考を行うことが規定された会議
(協定の締結)

第6条 クロスアポイントメント制度の適用が決定された場合、学校法人立命館は、相手方機関との間で、次の各号に掲げる事項を定めたクロスアポイントメント制度に関する協定を締結する。

(1) クロスアポイントメント制度の適用の対象となる教員等または相手方機関の職員等
(以下「クロスアポイントメント適用者」という。)の所属、職位および氏名

(2) クロスアポイントメント制度の適用期間

(3) 勤務時間、給与等労働条件の取扱い

(4) 知的財産の取扱い

(5) 秘密情報の取扱い

(6) 施設、設備等の取扱い

(7) その他クロスアポイントメント制度の適用に関し必要な事項

(労働条件の取扱い)

第6条の2 クロスアポイントメント適用者の勤務時間、休暇、休日、給与等の労働条件は、関連する規程等にかかわらず、第6条の規定により締結する協定により決定する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、大学協議会で行う。

附 則

この規程は、2017年3月3日から施行する。

附 則 (2022年3月25日 クロスアポイントメント制度の定義の変更、労働条件の取扱いの明記等に伴う一部改正)

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則 (2023年12月15日 クロスアポイントメント制度の対象の追加に伴う一部改正)

この規程は、2023年12月15日から施行する。

附 則 (2024年12月4日 クロスアポイントメント制度の対象の追加に伴う一部改正)

この規程は、2024年12月6日から施行する。